

松水営第 386 号
令和 3 年 12 月 1 日

各課長 様

営業管財課長 須山 茂隆

現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用についての一部改正及び、
令和 3 年に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和
に係る取扱いについて（通知）

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用について」は、当局においても平成 30 年 11 月から適用しておりますが、松江市では令和 2 年 10 月に一部改正を行っており、本局としても下記のとおり同様な内容の改正を行います。

また、今後、災害復旧工事の本格的な発注が見込まれることから、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1. 現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用についての一部改正について

別紙 「現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用について」

別添 1（内容：兼務要件の要件拡大）

※令和 2 年 10 月 1 日付松江市の一部改正と同様の内容に改正するもの。

2. 主任技術者の専任に係る取扱いについて

別紙 1 のとおり

3. 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

別紙 2 のとおり

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用について」の緩和

4. 適用対象

令和 3 年 12 月 1 日以降に松江市上下水道局が入札公告及び指名通知する工事から適用。

なお、適用日以前に松江市上下水道局が発注した工事については、発注者の判断とする。

（建築関係工事は適用の対象外）

※別紙 1・2 の取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。